(g)　一方の当事国の居住者である個人が他方の当事国の外交使節団、政府使節団又は領事機関の構成員である場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

(h)　他方の当事国の社会保障に関する法令に基づく退職年金その他支払に対して当該他方の当事国においてのみ租税を課することができることを規定する規定

(i)　他方の当事国内において生ずる退職年金及びこれに類する支払、保険年金、離婚扶養料その他生計のための支払に対して当該他方の当事国においてのみ租税を課することができることを規定する規定

(j)　一方の当事国の居住者に対して租税を課する当該一方の当事国の権利を明示的に制限し、又は所得が生ずる当事国においてのみ当該所得に対して租税を課することができることを明示的に規定する規定

2　1の規定は、一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼさないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3　締約国は、次の権利を留保することができる。

(a)　対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b)　2に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

4　3(a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第四部　恒久的施設の地位の回避

第十二条　問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

1　「恒久的施設」を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、2の規定が適用される場合を除くほか、対象租税協定の一方の当事国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の当事国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の当事国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、当該対象租税協定に規定する恒久的施設の定義（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。

(a)　当該企業の名において締結される契約

(b)　当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c)　当該企業による役務の提供のための契約

2　1の規定は、対象租税協定の一方の当事国内において他方の当事国の企業に代わって行動する者が、当該一方の当事国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。

3　(a)　1の規定は、独立の地位を有する代理人以外の者が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされる要件又はその者が一方の当事国内の恒久的施設とされる要件を規定する対象租税協定の規定（その者が当該一方の当事国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合について規定する部分に限る。）に代えて、適用する。

(b)　2の規定は、独立の地位を有する代理人が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、適用する。

4　締約国は、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

5　4の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が3(a)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

6　4の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が3(b)に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。2の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

第十三条　特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

1　締約国は、2の規定（選択肢A）若しくは3の規定（選択肢B）を適用すること又はいずれの選択肢も適用しないことを選択することができる。

選択肢A

2　「恒久的施設」を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(a)　この条約によって修正される前の対象租税協定に規定する特定の活動であって、準備的又は補助的な性格のものであることを条件とするか否かを問わず、恒久的施設を構成しないとされるもの

(b)　企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(c)　(a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

選択肢B

3　「恒久的施設」を定義する対象租税協定の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a)　この条約によって修正される前の対象租税協定に規定する特定の活動であって、準備的又は補助的な性格のものであることを条件とするか否かを問わず、恒久的施設を構成しないとされるもの。ただし、特定の活動が準備的又は補助的な性格の活動である場合に限り恒久的施設を構成しないものとされることが、対象租税協定の関連する規定において明示的に規定される場合を除く。

(b)　企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(c)　(a)及び(b)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

4　恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動を規定する対象租税協定の規定（2又は3の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する当事国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a)　恒久的施設を定義する対象租税協定の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b)　当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。